

「県都消失」にもなりかねない 中国電力・島根原発再稼働を許さない

党島根県委員会政策委員長（党県常任委員）
遠藤秀和

はじめに

福島原発事故から三年余りが経ちました。しかし、いまなお放射能汚染水漏れなど事故収束の目途が立たず、いまだに十三万人以上が避難生活を余儀なくされています。

このようななか、安倍政権は今年四月十二日、原発事故にたいする本質的な反省のないまま、原発を「重要なベースロード電源」と位置づけ、「原子力発電所の再稼働を進める」とした「エネルギー基本計画」を閣議決定しました。この計画は、いまなお原発被害に苦しむ福島の人びとへの重大な背信であり、「原発ゼロ」を願う国民多数の民意にたいする挑戦にほかなりません。

「基本計画」は、国民の反対世論を無視して原発の使用を続ける「原発永久化」宣言そのものです。また、核燃料サイクルの「推進」も明記する一方で、再生可能エネルギーは、導入目標さえしめしていません。

「基本計画」は、自民・公明両党が二〇一二年総選挙公約で掲げていた「原子力に依存しなくてもよい経済・社会」（自民）、「可能な限り速やかに原発ゼロ」、「再生エネルギーを二〇三〇年までに電力の三〇%にする」（公明）という国民との約束から大きくかけ離れたものと言わざるを得ません。

島根原発は、全国で唯一、県庁所在地（松江市）に立地しており、三十^{キリシ}圏内には島根・鳥取両県で約四十六万人が暮らしています。島根原発でひとたび福島原発のような「過酷事故」が起これば、放射能汚染は県内だけにとどまりません。周辺に二十万人が住み、暮らしに密着した憩いの場であり、豊かな恵みをもたらしてくれる宍道湖（島根原発から十^{キリシ}）は死の湖となり、全国に誇るヤマトシジミなどの漁業資源は壊滅的な打撃を受けます。松江市とその周辺には、人が住むことができなくなる「県都消失」ということにもなりかねません。

国民への公約を投げ捨て、原発依存社会へ逆戻りする「エネルギー基本計画」の強行を許さず、撤回を求め、原発ゼロ、再生可能エネルギーへの抜本的転換をすすめる世論と運動を大きくひろげていくことが求められています。

1. 島根原発再稼働申請をめぐる現状とあきらかになった問題点

●原発再稼働に前のめりの中国電力

中国電力は一三年十一月二十一日、島根原発2号機の再稼働に向け、原発立地自治体である島根県と松江市に原子力規制委員会への新規制基準の適合性確認審査（安全審査）の「事前了解願い」を表明しました。これは、「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」（安全協定）にもとづくものであり、中国電力は両自治体の事前了解なしに原子炉施設の重要な変更ができないことになっています。

島根原発から三十^{キリシ}圏内には、出雲市、安来市、雲南市の三市が入っています。しかし、これら三市には、原発にかんする意見を反映する仕組みがありませんでした。三市は幾度となく、県が原発について重要判断をするさい、三市の意見を反映させるように要求してきました。

三市の要望を受けて、県は一三年十月二十九日、事前了解や原発にかんする重要判断をするさい、三市の意見を聞くとする「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定に係る覚書」を締結しました。また、島根県は、三市と同様の覚書を十一月七日、同じく三十^{キリシ}圏内にある鳥取県、米子市、境港市とも締結しました（中電との安全協定については後述）。

覚書では、①県は周辺自治体（覚書締結者）の考えをよく理解し、誠意をもって対応する、②県は重要な判断や回答する内容を周辺自治体に説明する、③県は周辺自治体から島根県にたいし意見等の提出があった場合、それを付して国、中国電力へ回答する、と規定しています。

中国電力の「事前了解願い」提出を受け、党島根県委員会は翌十一月二十二日、尾村利成、萬代弘美の両県議、三人の松江市議団が中国電力にたいし、「島根原発の安全審査申請撤回を求める」申し入れをおこないました。これにたいする中国電力の回答は、「島根県、松江市から了解がしめされたら、速やかに原子

力規制委員会に申請したい」、「島根原発3号機も申請の準備中」と、申請を急ぐ構えを見せるという、県民の願いと真っ向から対決するものでした。

この申し入れのようすは、テレビや新聞などでも大きく報じられ、県民の怒りを巻き起こすとともに、党の機敏な対応は「原発ゼロ」を願う県民を励ますものとなりました。

中国電力はこの間、「原発は一〇〇%安全ではない」と認めながら、「安定的に安い料金で供給する」と原発推進の立場を表明してきました。しかし、島根原発が稼働しなくても「電力需要に心配はない」ことは、中国電力自身が認めていることであり、身勝手極まりないものです。

●他の電力会社と比べ突出している中国電力の自民党への政治献金

島根県選出の細田博之衆院議員（自民党幹事長代行・自民党電力安定供給推進議連会長）は、「福島の不祥で原発をやめるのは、耐え難い苦痛を将来の日本国民に与える」、「原子力発電を推進しようって、世界中が言っている」（「しんぶん赤旗・日刊紙」一三年七月二十四日付掲載）などの暴言を吐き、原発推進の急先鋒の役割を果たしています。

福島第一原発事故が起きた一一年、他の電力会社が献金を自粛するなか、中国電力（役員）は、自民党の政治資金管理団体「国民政治協会」へ五十二万円を献金していました。一二年には、会長や社長を含む役員十五人が、前年の倍増となる総額百三十七万円もの献金をおこないました。中国電力の献金は、九電力会社のなかでも突出しており、自民党に原発推進をお願いする姿勢が際立っています（「しんぶん赤旗・日刊紙」一三年十二月二日付掲載）。

■電力会社役員による国民政治協会への個人献金

	2011年		2012年	
	人数	献金額	人数	献金額
北海道	5	15万	4	12万
東北	0	0	14	83万
東京	0	0	0	0
中部	2	25万	3	33万
北陸	0	0	15	134万
関西	0	0	0	0
四国	7	28万	2	10万
九州	1	6万	0	0
中国	22	52万	15	137万
合計	37	126万	53	409万

●原発推進の国・中国電力に追従する島根県、松江市

島根原発2号機の「安全審査申請の事前了解願い」について、一三年十一月定例県議会で審査がはかられました。

尾村県議は十二月二日の県議会一問一答質問で、「福島原発事故は未解明であり、新規制基準には福島事故の教訓が反映されていない。抜け穴だらけのズサンなもの」と指摘し、「安全審査申請に地元の合意はなく、安全審査申請は原発再稼働への道につながる」と強調し、溝口善兵衛県知事に「事前了解願いの了承はすべきでない」ことを強く迫りました。

また、十二月十三日の県議会最終日、総務委員会委員長は「総務委員会として事前了解願いは了承する」との委員長報告をおこないました（党県議団は総務委員会に所属していません）。この委員長報告にたいし、尾村県議は質疑をおこなった後、「中国電力の安全対策は汚染水対策などが不十分で不備がある。安全審査申請の事前了解は、原発再稼働への一歩、プロセスであることは明白である。日本共産党は、原発再稼働に突きすすむあらゆる動き、いかなる策動も断じて容認できない」と、事前了解願いの了承に反対する討論に立ちました。

採決では、自民、公明、民主県民クラブの一部などが賛成し、県議会として事前了解を了承することになりました。

松江市の松浦正敬市長は、一三年四月二十一日の市長選投票日の翌日、選挙中の原発稼働の明言を避け

てきた態度から一転して、「島根原発3号機は新規制基準に照らして問題がなければ稼働させる」と、3号機稼働を容認する立場を表明しました。また、松浦市長は、新規制基準を「世界最高水準の安全基準」との認識をしめました。

党議員がこの市長発言の認識をただしたところ、松浦市長は「新規制基準は、福島第一原発事故の教訓や海外の知見を参考とするなど世界レベルの基準として十分議論して策定されたと思う」とのべ、世界最高水準の安全基準との認識を崩しませんでした。また、原発再稼働の是非について、住民投票を実施すべきとの「原発ゼロをめざす島根の会」の公開質問状にたいし、「再稼働については非常に専門性の高い知識などをふまえて判断していかなければならない。白か黒かといった判断に寄るべきものではなく、住民投票にはなじまない」と回答しています。

これら原発推進の松江市の姿勢に、市民から怒りの声が高まっています。

●適合性確認審査申請を条件付きで了承

一三年十二月十三日、溝口知事は県議会において、中国電力が原子力規制委員会へ安全審査申請することを了解する旨の県の考え方を表明しました。その考え方は、県として県議会や県の安全対策協議会、原子力安全顧問などの意見をふまえ、①原子力発電所の安全性を確認する必要があることから、新規制基準に適合するかどうか原子力規制委員会の審査を受けるため、中国電力が原子力規制委員会に申請をおこなうことは了解する、②最終的な了解は、原子力規制委員会の審査が終わった後、同委員会から結果について説明を受け、それにたいする意見を県議会や県の安全対策協議会、原子力安全顧問、松江市や周辺自治体などから聞いて総合的に判断する、という「二段階の了解」で取り扱うとするものです。

一三年十二月二十四日、島根県と松江市は、中国電力へ「安全審査申請を了承する」と回答し、中国電力は翌二十五日、島根原発2号機の再稼働に向けた安全審査を原子力規制委員会に申請しました。一三年七月の新規制基準施行後、北海道、東京、関西、四国、九州の電力五社が安全審査申請をおこなっており、島根原発2号機は八原発・十五基目となりました。

党島根県委員会は二月四日、仁比聡平参院議員とともに、島根原発2号機の安全審査の中止を求め、原子力規制委員会へ申し入れをおこないました。申し入れでは、新規制基準は過酷事故の発生や住民被ばくなど原発事故の発生を前提としたきわめてズサンなもの指摘し、▽安全審査の中止、▽規制委員会は福島原発事故の解決にこそ人的・物的資源を投入すること、などを求めました。

参加した尾村県議らは、「実効ある避難計画が未策定で、中電の安全対策が不十分なもとでの審査は許されない」、「島根原発周辺の活断層の再調査を」、「住民はベント時の放射性物質の放出を懸念している。被ばく線量の数値をしめすべき」ことなどを指摘しました。

これにたいし、原子力規制委員会は、「福島事故の解決に向けては、福島に事務所を開設し、東京を含め四十人体制で対応している。安全審査申請された原発は適宜審査していく」と回答し、あくまで安全審査をすすめる立場を崩しませんでした。

●原子力規制委員会が活断層の追加調査を指示

島根原発2号機は、福島第一原発と同じ沸騰水型で、同型では東京電力柏崎刈羽原発6、7号機（新潟県）に次ぐ、二例目の申請となりました。

中国電力は規制委員会にたいし、宍道断層を基準地震動（原発の耐震設計の目安となる地震の揺れ）策定のために考慮する断層と位置づけ、断層の長さを約二十二キロメートルとしたデータを提出していました。しかし、原子力規制委員会は今年四月九日の審査会合で、断層の長さを確認するためには、さらなる詳細なデータが必要と指摘し、中国電力に島根原発2号機の南側を東西に走る宍道断層の追加調査を指示しました。

かつて中国電力は、島根原発周辺には「活断層はない」と評価していました。その後、一九九八年に八キロメートル、〇四年に十キロメートル、〇八年に二十二キロメートルと訂正をくり返してきました。これには、ある週刊誌が「島根原発の活断層は成長する」と揶揄したこともあります。

今回、規制委員会が中国電力に再調査を求めたことは、日本共産党の議会論戦の成果であり、一定の評価ができますが、調査範囲が狭く、宍道断層の連続性を確認するうえで、不十分な点が残されています。党島根県委員会は引き続き、原子力規制委員会や中国電力にたいし、島根原発周辺の活断層の徹底調査を求める申し入れをおこなうこととしています。

2. 住民避難計画と安全協定の現状と課題

●避難計画の概要と策定までの経緯

島根県は一二年十一月二十一日、島根原発の事故を想定した「島根県広域避難計画」を公表しました。

避難計画では、島根原発から三十^キキロ圏の松江、出雲、安来、雲南四市の住民約三十九万六千人の避難先となる四県七十市町村とその避難ルートがしめされ、避難先は公民館などの地区ごとに明示されています。

避難先として、松江市民（三十^キキロ圏人口二十万六千人）は島根県西部や岡山県、広島県の二十九市町、▽出雲市民（十二万人）は出雲市内の三十^キキロ圏外、広島県の十三市町、▽安来市民（三万六千人）は岡山県の十四市町村、▽雲南市民（三万三千人）は広島県の五市町に指定されています。避難ルートは地域ごとになっており、自宅などから一時集結所に集まり、バスなどで避難先の市町村に移動する計画となっています。

●実効性に課題山積の広域避難計画

島根原発三十^キキロ圏内には、福島第一原発（十四万一千人）の三・三倍の四十六万一千人（鳥取県ふくむ）が暮らしています。

島根県が公表した広域避難計画では、三十^キキロ圏内の住民の避難先とルートの大枠はしめされましたが、三十^キキロ圏外からの通勤、通学者は想定外とされており、企業や学校まかせとなっています。

県は、原発三十^キキロ圏の住民約三十九万六千人（島根県のみ）がバスで避難するさい、四千八百台のバスが必要であることを公表しました。しかし、現時点では二千二百台のバスが不足しています。

また、一三年十一月におこなわれた県の原子力防災訓練で、施設入所者の避難に使う予定だったヘリコプターが強風で出発できず、同年一月の訓練に続いて中止となるなど、いざという時の移動手段の課題が次つぎと浮き彫りとなっています。

現在、松江市や安来市、出雲市など各自治体では、住民に受け入れ先を知ってもらうため、避難先の視察事業をすすめています。しかしながら、避難する住民からは「見知らぬ土地で暮らす自信がない」との不安の声が出され、受け入れ自治体からは「いざという時は、自分の町の住民を優先せざるを得ない。他の町の住民のケアまで手がまわらない」との声も寄せられ、さまざまな課題が山積しています。

●医療・福祉関係者の悲痛な声、自民党県議も「避難は無理」と

島根原発から三十^キキロ圏内には、特養ホームなどの社会福祉施設は三百十四施設あり、約八千七百人が入居しています。医療機関は六十七の病院、診療所があり、入院患者は七千七百人、在宅要援護者は一万人八千人にも上っています。合計すると三万四千四百人にもなり、七・五%の災害弱者が居住しています。

県は、災害弱者の安全確保のため、乳幼児向けの食料と衣料の備蓄に一二～一四年度当初予算ベースで独自財源計二千七十万円を充てました。また、社会福祉施設にも、一三、一四年度、計三十二億円を投じて、放射性物質から施設を守る改修費（放射性物質を取り除く空気浄化フィルターの設置、換気設備の交換など）を全額まかなうなど、屋内にとどまるためのハード整備をすすめています。

しかし、医療・福祉関係者からは、「重病患者、透析患者などが本当に安全に避難できるのでしょうか。避難する過程で病状が悪化し、命の危機につながるおそれがあります。全国的に医師や看護師、ベッドが不足しているなか、県外の病院にいざという時、本当に入院できるのでしょうか」、「島根県内で特養ホームの待機者は六千人を超えています。全国では約五十二万人が待機となっています。島根の高齢者が果たして、他県で入居できるのでしょうか」、「行政の手助けがなければ避難はできない。逃げるも地獄、残るも地獄だ」などの声が上がっています。

また、原発再稼働の必要性に理解をしめす県議会自民党内にも、「避難など無理だ」との声が上がっています（「中国新聞」二月八日付）。

県の計画では、救急車や自衛隊車両、ヘリを活用するとしていますが、詳細な検討はすすんでおらず、関係する自治体関係者からも、「全員を避難させるのは難しい」との声さえ漏れています。

政府は、規制委員会の審査を終えた原発の再稼働をすすめる方針をしめしていますが、防災体制を確認する方法について、現時点では明確にしません。また、政府が関係省庁を交えて地域ごとに設置した防災関連の作業部会も、自治体の計画策定の「支援」とどまっている現状にあります。

福島第一原発事故の反省をふまえた実効ある防災体制もないもとの、再稼働を急ぐ政府の姿勢は、無責

任と言わざるを得ません。

●原発30キロ圏内の自治体との安全協定締結を拒み続ける中国電力

島根原発から半径三十^{キロメートル}圏内の出雲市、安来市、雲南市は、UPZ区域にあり、三市は中国電力にたいし、立地自治体である島根県、松江市と同等の安全協定（注1）の締結を求めてきました。この要求にたいし、一三年十月二十三日、中国電力は「安全協定については、現在もさまざまな場で議論が重ねられており、現時点で回答できる状況にない」と、三市の締結要求を事実上拒否しました。

これにたいし、各市長は、「立地自治体以外の声を聞かない考えを改めるべき」、「松江市と差があるのはおかしい」、「事故のリスクは同じ。要請を真剣に受け止めるべきだ」などと反発しています。中国電力は、一二年八月にも、三市長からの締結要求にたいし、同様の回答をしており、「一年間放置したうえに同じ回答とは、中国電力の誠意を疑う」との抗議の声も上がりました。

福島原発の事故では、風向きの影響で三十^{キロメートル}を超えて放射性物質が拡散され、いまなお多くの住民が避難生活を強いられています。国も、原発三十^{キロメートル}圏をUPZに指定し、原発事故のリスクを明確にしています。さらに、放射性物質の拡散予測でも、すべての原発で三十^{キロメートル}圏内での積算被ばく線量が、避難となる基準を超えています。このことは、自治体を境にして住民の安全対策に差があってはならないことをしめしています。

しかし、松浦松江市長は、「立地自治体である松江市は、あきらかに周辺自治体と比較してもリスクが高く、原子力災害時の緊急性と被害の甚大さは、周辺自治体とはまったく異なる。立地自治体の意見は最大限尊重してもらいたい」として、三市と中国電力の安全協定締結に反対しています。

中国電力も、「松江市とは建設当時から運命をともにしてきた長い歴史がある」として、三市との違いを強調しています。

尾村県議は、議会質問で「三市も原発事故時には被害を受けることになり、原発への立入調査権や原子炉停止を求める権利があるではないか。県として安全協定第十二条の『適切措置要求権』を発動し、中国電力にこれら三市と立地自治体並みの安全協定を締結するよう要請すべき」と溝口知事に迫りました。

溝口知事は、「三市の気持ちはよくわかるが、安全協定については国が一定の考え方をしめさないと話し合いはすすまない。県が間に入って調整できるものでもない」と、国任せの姿勢に終始しました。

一三年十一月九日、三市長は経済産業省を訪れ、原発周辺自治体の意向が反映された安全対策の枠組みを設けるよう要請しましたが、同省は「安全協定は自治体と電力事業者が任意で結ぶべきもの」と答え、三市の主張を退けました。

いま必要なことは、原発事故が起きたさい、放射能汚染がおよぶ自治体が住民の安全をいかに担保する権限を持つのかということです。そのためにも、周辺三市が立地自治体並みの安全協定を締結するのは当然です。

（*注）安全協定・・・原発立地自治体の島根県と松江市、中国電力の3者が島根原発の周辺地域住民の安全確保及び環境の保全を図ることを目的とした協定。協定には、原発の新設又は増設、変更に対する事前了解や適切措置要求権（原子炉停止を含む）、立入調査権が定められている。

3. 原発ゼロの島根・日本を実現するとりくみ

●「原発ノー」の世論が約7割

一三年七月、地元紙「山陰中央新報」が実施した世論調査（県内の有権者を対象）では、「即時廃炉」が七・三％、「将来はゼロ」が三三・二％、「原発依存度を下げる」が二五・六％という結果であり、約七割が「原発ノー」を望んでいることがあきらかとなりました。

●安全で豊かな島根をつくる「エネルギー自立地域推進基本条例」制定の直接請求運動

一三年六月、地方自治法に定められた住民の直接請求の権利を活用して、島根県にたいし「島根県エネルギー自立地域推進基本条例」の制定（注2）をめざす「島根原発・エネルギー問題県民連絡会」が発足しました。同連絡会には、日本共産党が加入する「原発ゼロをめざす島根の会」も加入しています。

条例は、県のエネルギー政策を、国任せではなく、県民が参加して決める仕組みづくりを提案し、県独自のエネルギー基本計画を策定して省エネルギーと再生可能エネルギーを普及させ、エネルギーが自給で

きる地域になること、原発から計画的に脱却することなどをめざすものとなっています。

連絡会は、各地域に「地域連絡会」をつくり、事前に条例のポイントを説明するチラシ（別紙）を戸別配布した後、戸別訪問して署名を依頼する「ローラー作戦」などで署名活動にとりくみました。一三年十月～十二月にかけて署名活動をおこない、一四年一月、県内十九市町村の選挙管理委員会に提出しました。各選管が精査した結果、署名数は八万三千三百二十三人で、県内有権者五十八万三千六百三十七人（一三年十二月二日現在）の一四・三％に相当し、条例制定を直接請求できる五十分の一の約七倍にも達しました。

（*注）条例制定の直接請求・・・地方自治法で定めた住民参加の仕組みの一つ。有権者の50分の1（2％）以上の署名が集まれば、知事が賛否の意見を付けて県議会に諮る。

●「問題点がある」と否定的意見を付け議会に提案した溝口知事、条例を否決した県議会

同連絡会は二月八日、八万三千三百二十三人分の署名を添え、「島根県エネルギー自立地域推進基本条例案」を溝口知事に直接請求しました。

しかし溝口知事は、二月十二日の県議会初日、条例案には「いくつかの問題点があり、慎重な対応が必要」との意見を付けたかたちで、議案を提出しました。知事はその理由に、①現状では、エネルギー総消費量にたいする再生可能エネルギーの割合がきわめて小さく、膨大な量の再生可能エネルギー導入にとまなう課題の解決策が不明確である、②エネルギー需給の自立が難しい市町村や集落がある——などをあげ、条例制定に否定的な考えをしめしました。

三月十一日の県議会最終日、条例を審査した総務委員会として、「本条例は委員会として否決した」との総務委員長報告がおこなわれました。この総務委員長報告にたいし、日本共産党県議団として、萬代県議が委員長報告にたいする質疑に立ち、尾村県議は「条例は可決すべき」と討論に立ちました。

討論のなかで、尾村県議は「短期間に八万三千人（有権者の一四％）もの署名が寄せられたことを県政・県議会は重く受け止めるべき」とのべ、「再生可能エネルギーでエネルギーを一〇〇％自給している自治体は、全国で五十市町村にも達している。島根には日本海特有の風力、太陽光、豊富な森林によるバイオマス資源など多くの地域資源が存在し、省エネルギー推進・再生可能エネルギーの促進は、産業振興、雇用確保、地域活性化の確かな道であり、島根再生の切り札」と強調し、条例の可決を強く求めました。

条例は、自民、公明、民主県民クラブ（九人中四人）などの議員が反対し、否決となりました。しかし、自民党などの条例反対派も八万筆を超す県民の署名・願意を無視できず、委員長報告には、①再生可能エネルギーの利活用と省エネルギーの推進について、その意義を重くとらえ、これまで以上に調査・研究や施策の充実強化に努めること、②再生可能エネルギーと省エネルギーの普及促進にあたっては、まず県民の理解と協力が不可欠であることから、県民意識の啓発について、市町村との連携のもと積極的にとりくむことが盛り込まれました。

●「原発ゼロ」に向けた共同の広がり

日本共産党はこの間、県議会や立地自治体の松江市をはじめ、県内各地の議会においても、「危険な原発からの撤退」、「再生可能エネルギーへの抜本的転換」を求めてきました。

一三年十一月に「原発稼働反対の一点で力をあわせましょう」のアピール（別紙）を島根県庁で記者会見し発表しました。そして、アピールを持って各団体との懇談につとめてきました。現在、中国電力あての「島根原発を稼働させず廃炉を求める」署名にとりくんでいます。七月六日には、島根原発が立地する松江市鹿島町で、紙智子参院議員を迎えての演説会を開催することにしています。

今年の七月二十日には、「原発ゼロをめざす島根の会」、「島根原発・エネルギー問題県民連絡会」、「平和フォーラムしまね」、「さよなら島根原発ネットワーク」の四市民団体の呼びかけで、松江市の「くにびきメッセ」において五千人規模の「ひろげよう！みどりのエネルギー～さよなら島根原発集会」（仮称）の開催が予定されています。

党として「原発ゼロ」の一点共同をさらにひろげにひろげ、島根原発を再稼働させないために全力を尽くす決意です。

来春の県議選は、まちがいなく原発問題が最大の争点となります。原発ゼロの島根をつくるため、県議会での二議席を必ず死守し、さらなる議席増に挑戦します。（えんどう・ひでかず）